

取手市グリーン購入調達方針（案）

1 目的

グリーン購入法で規定する環境負荷の低減に資する物品等（以下「環境物品等」という。）の調達の推進を図るための方針を定め、取手市におけるグリーン購入の一層の推進を図ることで、本市の行政事務事業活動から生じる環境負荷の低減を図り、持続可能な社会の形成に資することを目的とします。

2 対象範囲

市のすべての機関が行う物品又はサービス（以下「物品等」という。）の調達とします。ただし、指定管理者施設については、方針の趣旨を踏まえ、グリーン購入の推進に努めるものとします。

3 基本的考え方

市では環境物品等を優先的に調達することにより、これらの市場の形成や開発の促進、また、地域経済における需要の転換を促すことで、持続可能な循環型社会の形成を図ります。

また、物品等の調達に当たっては、調達の必要性和適正な調達数量について検討を行い、業務上やむを得ない理由がある場合を除き、以下の基本的な考え方に則り、環境物品等を優先して調達するものとします。

- (1) 環境汚染物質の使用や放出が削減されていること。
- (2) 資源やエネルギーの消費量が削減されていること。
- (3) 長期間の使用や再使用が可能であること。
- (4) 有効なりサイクルが可能であること。
- (5) 廃棄時の処理・処分が容易になるような配慮がなされていること。

4 推進方法

(1) 特定調達品目及び調達目標

特定調達品目は、グリーン購入法の基本方針に基づく特定調達品目のほか、本市独自品目になります。

調達目標は、分類別に設定し、調達実績を踏まえ、見直しを行うものとします。

(2) 判断基準

環境省の「グリーン購入の調達者の手引き」を参考に本市独自の基準を設定しています。

(3) 各課等におけるグリーン購入の取組み

調達目標を定めた特定調達品目に該当する物品等を調達しようとする際は、入札条件等にこれらを明示する等の方法により優先的に購入するものとします。

(4) 調達実績の把握等

ア 所属長は、毎年度はじめに前年度の実績を集計し、環境対策課長に報告するものとします。

イ 環境対策課長は、調達実績をとりまとめ、取手市地球温暖化対策推進本部に報告するもの

とします。

ウ 取手市地球温暖化対策推進本部は、報告に基づき評価を行い、必要に応じて目標や取り組み内容等の見直しを行います。

エ 本方針、調達目標及び調達実績については、市のホームページ等において公表します。

5 適用時期

本方針は、令和5年4月1日から適用します。